

○浦安市学校運営協議会の設置等に関する規則

令和5年8月10日
教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定により、学校運営協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により設置する学校運営協議会は、学校地域連携運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 次条の規定により協議会を設置した浦安市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）は、浦安市コミュニティ・スクールと称する。

(設置)

第3条 浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定により、別に定める学校に協議会を置くものとする。

(協議会の運営方針)

第4条 協議会は、教育委員会及び学校の校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成並びに学校を取り巻く地域の課題解決に取り組むものとする。

(組織)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、6人以上12人以内とする。

(委員)

第6条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校（法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）に係る地域住民
 - (2) 対象学校に係る保護者
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 対象学校の校長
 - (6) 対象学校の教職員
 - (7) その他教育委員会が適当と認める者
- 2 教育委員会は、法第47条の5第3項の規定により対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。
- 3 委員の任期は、任命する日からその任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤特別職とする。
- 6 委員の報酬は、教育委員会が別に定める。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動及び宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。ただし、当該対象学校の校長及び教職員は、会長及び副会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第10条 会議は、次の各号に掲げる場合を除き、公開する。

- (1) 当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情により協議会が公開するべきでないと認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の承認を得なければならない事項等)

第11条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の経営計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

第12条 協議会は、対象学校の運営状況について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、対象学校に係る地域住民及び保護者等に対し、当該対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(意見聴取)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるとき又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意

見を聴取するものとする。

(対象学校の職員の任用に関する協議会の意見)

第14条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項（特定の職員の任用に関する事項を除く。次号において同じ。）
- (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の職員の任用に関する事項
(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修を行うものとする。

(指導及び助言)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会に対し、協議会が適切な活動を行うことができるよう必要な情報を提供するものとする。

(協議会の適正な運営の確保のために必要な措置)

第17条 教育委員会は、前条第1項の規定による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対象学校の運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の解任)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員が第7条の規定に違反した場合
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができない場合
- (3) 本人から辞任の申出があった場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が生じた場合

2 当該対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに、教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。